

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人こうべ産業・就労支援財団（以下、「財団」という。）が受納する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 財団は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額を定款第4条のうち公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(受納書等の送付)

第4条 一般寄附金を受納したときは、遅滞なく受納書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受納書には、財団の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受納年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第5条 財団が受納する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第6条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。